

河川・渡船管理事務所の水門操作業務にかかる勤務労働条件に関する予備交渉（議事録）

【局（総務課事業管理担当）】

それでは、河川・渡船管理事務所の水門操作業務にかかる勤務労働条件について予備交渉を行います。

局提案内容につきましては、職員の勤務労働条件にかかわる事項であり、交渉事項として取り扱うことができるものであると考えていますが、交渉として取り扱うことにつきまして、土木支部はいかがでしょうか。

【支部】

交渉事項として理解している。

【局（総務課事業管理担当）】

それでは、この提案につきましては交渉事項として双方確認し、河川・渡船管理事務所の水門操作業務にかかる勤務労働条件等の提案について交渉を実施することとします。

続きまして交渉日時、手法、場所、出席者等について調整します。

【局（職員課）】

本件につきましては、7月10日（月）午後4時30分から、本交渉で行うものとし、場所につきましては、建設局ATC庁舎5階第7共通会議室でお願いします。

また、出席者につきましては職員課長以下6名と考えております。

【局（総務課事業管理担当）】

この案で、土木支部はいかがでしょうか。

【支部】

了解する。

こちらの出席者については、支部長以下3名とする。

【局（総務課事業管理担当）】

本日の予備交渉は、以上の確認をもって終了します。